

香芝市公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第16条第1項の規定により、公聴会を開催しようとするため、香芝市都市計画公聴会規則（平成17年規則第17号）第3条の規定により、次のとおり公告し、当該案を公衆の縦覧に供する。

令和8年 6月29日

香芝市長 三 橋 和 史

1 公聴会の開催日時及び場所

令和8年7月26日（日）午前10時00分から
香芝市役所 会議室棟2階第6会議室

2 案の種類及び名称

- (1) 大和都市計画用途地域の変更
- (2) 大和都市計画高度地区の変更
- (3) 大和都市計画準防火地域の変更
- (4) 大和都市計画特別用途地区の変更

3 区域

瓦口の一部、五位堂の一部、五位堂三丁目の一部、穴虫の一部、逢坂二丁目の一部

4 縦覧場所

香芝市本町1397
香芝市都市創造部都市計画課

5 縦覧期間

令和8年7月1日（水）から令和8年7月15日（水）まで
（ただし、日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く。）

6 縦覧時間

午前8時30分から午後5時15分まで

7 公述申出書の提出要領

公聴会に出席して意見を述べようとする者（本市の区域内に住所を有する者、当案について利害関係を有する者その他市長が特に公述の必要があると認めるものに限る。）は、住所、氏名、連絡先、意見の要旨及びその理由を具体的に記載した書面1通を香芝市長宛とし、香芝市役所都市創造部都市計画課に令和8年7月15日（水）午後5時15分までに必着するように提出すること。